

## 広島市社会福祉協議会 成年後見事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する成年後見事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が低下した方（以下「認知症高齢者等」という。）の成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）を本会が担うことにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「被後見人等」という。）の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを目的とする。

## (対象者)

第3条 本事業の対象者は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 広島市在住であること
- (2) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用者であること
- (3) 市長申立てを行った者であること
- (4) 他に成年後見人等候補者がいないこと

## (後見人等の選任の承認)

第4条 本会は、家庭裁判所が前条の要件に該当する者について、本会を後見人等として選任しようとするときは、格別の事情がない限りこれを承認するものとする。

## (財産目録の調製等)

第5条 本会は、後見人等に就任したときは、速やかに財産調査を行い、財産目録を調製するとともに、財産管理計画及び身上監護計画を作成する。

## (居所の訪問)

第6条 本会は、前条の規定により作成した計画に基づいて後見業務を行うとともに、適宜に被後見人の居所を訪問し、安否の確認、心身の状態及び生活の状況の把握に努めるものとする。

## (財産の保管)

第7条 被後見人等の財産のうち、動産類や権利証等の重要書類は、原則として、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会事務所に備える耐火性の金庫に保管することができる。

- (1) 現金
- (2) 預貯金通帳（日常的に使用するもの）

- (3) 銀行印
- (4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

(費用)

第8条 本事業に要する費用については、被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により本会が本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

(台帳の整備)

第9条 本会は、本事業の処理の状況を記録するため、被後見人等について個人ごとに台帳等を整備しなければならない。

### (従事職員の指定又は配置、及び業務)

第10条 本会は、本事業の適切な運営を確保するため、本事業に従事する職員として、福祉の専門的知識や経験を有する職員の中から成年後見専門員を指定し、又は市民後見人バンク登録者等の中から後見支援員若しくは後見事務補助員を配置する。

#### 2 従事職員は、それぞれ次の業務を行う。

##### (1) 成年後見専門員

被後見人等の身上監護・財産管理等に関する業務

##### (2) 後見支援員

ア 成年後見専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務

イ 成年後見専門員が行う身上監護・財産管理等に関する補助的業務

##### (3) 後見事務補助員

成年後見専門員が行う財産管理に関する補助的業務

(報酬付与審判の申立)

第11条 本会は、後見業務の報酬について、被後見人等の財産状況に応じて、家庭裁判所に報酬付与の審判を申立てることができる。

(類型移行の申立)

第12条 本会が後見人等となっている被後見人等について、行為能力の程度に変化があったと認める場合において、必要ある時は本事業運営審査委員会（以下、「委員会」という）に諮問のうえ、家庭裁判所に適切に審判の請求をする。

(辞任)

第13条 本会は、被後見人等が広島市以外へ転出し、またはその他の特別な事情により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に後見人等の辞任を申出るものとする。この場合において、当該被後見人等について必要があると認めるときは、当該被後見人の住所を管轄する家庭裁判所に後見人等の選任を申立てるも

のとする。

(後見業務の終了)

第14条 本会は、被後見人等が次のいずれかの事情に該当する場合は後見業務を終了するものとする。

- (1) 被後見人等が死亡したとき
- (2) 後見等開始の審判が取り消されたとき
- (3) 本会が適切な後見業務の遂行に支障があると判断し、辞任の許可の申立を行い、家庭裁判所により辞任を許可する審判がされたとき
- (4) 本会が法人組織を解散したとき

(秘密の保持)

第15条 本事業に携わるものは、業務上知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(苦情の申立)

第16条 本事業に関する苦情の申立があったときは、本会の苦情解決に関する規程に定めるところに従うほか、必要あるときは委員会に諮り、その解決を図ることとする。

(賠償責任保険)

第17条 本事業実施にあたっては、不測の事態に備えて、賠償責任保険に加入しなければならない。

(利益相反)

第18条 本会が後見人等となり、当該被後見人のために本会の提供するサービス等について被後見人に代わって本会との間で契約を締結する必要がある場合は、原則として委員会に諮問のうえ、適切に家庭裁判所に特別代理人又は後見監督人等の選任の申立を行うものとする。

(報告)

第19条 本事業の実施にあたっては、家庭裁判所または後見監督人等への関係法令等に従った報告の他、委員会への定期的な実施状況報告を行うとともに、状況に応じて適切に指導助言を求めるものとする。

(研修)

第20条 本事業の適切な運営のため従事職員は、定期的に研修を受講し、資質向上に努めなければならない。

(その他)

第21条 この要綱の実施に際し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月12日から施行する。